

### 三 大学の質の向上のための制度改革

#### (一) 設置認可制度の的確な運用

文部科学大臣による公私立大学の設置の認可に当たっては、まず、認可申請を受けた文部科学大臣は、学識経験者などから構成される大学設置・学校法人審議会にこれを諮問する。審議会においては、申請が大学設置基準等の法令に適合しているかどうかが専門的な見地から審査され、一定の教育研究水準が確保されていると認められたものについて、文部科学大臣が認可を行う。こうした設置認可制度の仕組みは、我が国の大学の教育研究水準を確保する上で重要な役割を果たしている。

設置後の大学については、学問の進展や社会の変化・ニーズに機動的・弾力的に対応して組織改編を行うことが重要である。このため、平成一五年度から、大学が授与する

学位の種類及び分野を変更しない場合には、届出により学部・学科などを設置できる制度を導入している（学校教育法第四条第二項）。平成一八年度開設の大学新設及び学部などの設置については、認可・届出の総数四八二件中、届出が二五六件を占めており、届出制が積極的に活用されている。なお、学部などの設置の届出に際して事前の審査は行われませんが、法令に適合しない届出があった場合には、文部科学大臣が必要な措置を講じるよう命令できる仕組みとなっている。

また、近年、申請書類に虚偽の内容を含んでいたりと、真実性が強く疑われたりする事例や、設置計画の準備が拙速に行われたことに起因すると見られる不認可や申請の取り下げが起きている。このため、平成一七年一月、審査結果の答申に当たって、大学設置・学校法人審議会会長（永田眞三郎関西大学教授）がコメントを公表し、申請者に対

して拙速な準備を戒めるとともに、文部科学省に適切な対応を求めた。

文部科学省では、このコメントを踏まえ、大学院大学の審査期間の確保、虚偽申請に対するペナルティの明確化、認可又は届出に係る設置計画の履行状況調査の充実などを柱とする所要の制度改正を行い、平成一八年度から施行する予定である。

## (二) 認証評価制度

平成一六年度から、国公私立全ての大学、短期大学、高等専門学校（以下、大学等という。）がその教育研究などの状況について、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた第三者評価機関（認証評価機関という。）から評価を受ける制度を導入した。この制度は、

- ・ 評価結果が公表されることにより、大学等が社会による評価を受ける
- ・ 評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る
- ・ ことよって、大学等の教育研究活動などの質の向上を目的とするものである。

なお、この制度で実施する評価には次の二種類がある。

- ・ 大学等の総合的な状況の評価
- ・ 大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について、七年以内ごとに評価する。

- ・ 専門職大学院の教育研究活動の評価

専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、五年以内ごとに評価する。

この評価制度の特色としては、

- ・ 各認証評価機関が自ら定める評価基準に従って評価を実施すること

・ 大学等が複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択すること

が挙げられる。これらにより、大学等の自主性・自律性に配慮しつつ、各大学等の個性を活かした評価を行うことが可能としている。

なお、文部科学大臣による評価機関の認証は、認証を申請する者について、評価の基準、方法、体制などが一定の基準（認証基準）に適合すると認められる場合に、中央教育審議会が審議した上で認証しており、これまでに五機関の認証を行っている。また、財団法人大学基準協会では、

平成一六年度にはじめて三四大学を対象に認証評価を実施し、一七年三月にその結果を公表している。

今後は、これら認証評価機関による評価によって、大学等の質が保証されるとともに、大学等の教育研究活動の活性化や個性輝く大学づくりが、より一層推進されることが期待されている。

また、大学がその社会的責任を果たしていくためには、自らの教育研究の理念・目標に照らして、教育研究活動の状況を不断に点検・評価し、自らの責任において自己改善へ努力していくことが基本となることから、認証評価制度とは別に、学校教育法において、全ての大学が自己点検・評価を行い、その結果を公表することを義務付けている。

## (三) 国際的な大学の質保証

高等教育を巡る世界的情勢は、経済・社会・文化のグローバル化に伴い、学生や教員、専門職人材の各国間での流動性が高まるとともに、大学の海外分校の設置、外国の教育機関との連携、eラーニング等を通じた国境を越えた教育の提供など、国際的な大学間の競争と協働が進展してい

る。その一方、「ディグリー・ミル」（偽学位販売業者）がインターネットを通じて他国にサービスを提供するケースも出てきており、学生等を保護することが国際的な課題となってきた。

このような情勢の中、我が国においては、平成一六年三月に学識経験者などによる調査研究協力者会議により「国境を越えて教育を提供する大学の質保証について」が取りまとめられた。

本提言を踏まえ、平成一六年一二月に所要の制度整備を行い、外国大学の日本校、及び我が国の大学の海外校の位置付けを明確にした。具体的には、外国大学等の日本校のうち本国において正規の大学等として位置づけられた教育施設として、文部科学大臣が指定したものを修了した者に、我が国の大学院等への入学資格を認めたり、我が国の大学等との間で転学、編入学、単位互換ができるようにした。また、我が国の大学の海外校が大学設置基準などを満たしている場合、海外校において教育課程を修了した上で、卒業した者に対して、日本の大学の学位を授与することなどを可能とした。

また、昨年ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）及び

OECD（経済協力開発機構）において、質の高い教育を提供する枠組みの構築や、学生等の保護のために各国の関係者が取り組むべき事項等が、ガイドラインとして策定された。文部科学省としては、今後とも、事前評価としての行政による設置認可と事後評価としての第三者評価の適切な役割分担と協調による大学の質保証に積極的に取り組むとともに、情報ネットワークの整備を図るなど、ユネスコ／OECDのガイドラインを踏まえた施策を実施していくこととしている。